

後発医薬品使用体制加算・一般名処方加算 長期収載品の選定療養費に関する掲示

【後発医薬品使用体制加算 2】

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者負担の軽減等において積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等定める条件を満たし有効かつ安全に採用しております。

後発医薬品への変更について、ご理解とご協力をお願いいたします

【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名ではなく薬剤の成分をもとにした『一般名処方』（一般的な名称により処方せんを発行）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点がございましたら当院職員までご相談ください。

【長期収載品の選定療養費】

2024 年 10 月から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の選定療養費制度が始まりました。この制度は、患者さまの希望で長期収載品を選択した場合に、選定療養費（特別の料金）として薬価の差額 4 分の 1 に相当する金額を患者さまが負担する制度です。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。